

青森県報

第三千五百三十七号

平成二十四年

五月十一日
(金曜日)

目次

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高年齢福祉保険課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
特定行為業務の登録	(障害福祉課)	二
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	三
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定	(同)	三
公共測量の実施	(監理課)	三
道路の区域の変更	(道路課)	三
道路の供用の開始	(同)	四
証紙売りさばき人の名称の変更	(会計管理課)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
出先機関	(同)	五
土地改良区の役員の就任	(中南地域)	五
土地改良区の役員の就任及び退任	(同)	五
土地改良区の役員の就任	(三八地域)	五
土地改良区の役員の就任及び退任	(同)	六
土地改良区の定款変更の認可	(同)	六
人事委員会	(同)	七

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた

た場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正……………(職員課) ……七

公安委員会

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報(広報課) ……七

告

示

青森県告示第三百八十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
株式会社フ ラワーズ	八戸市大字荒町 二一の三	通所介護	八戸市根城四丁 目六の二四	平成 二四・五・一
有限会社サ ンライズ	八戸市沼館二丁 目三三の五	訪問介護	八戸市沼館二丁 目三三の五	"

青森県告示第三百九十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法百十五条の十第一号の規定により公示する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二七九号	むつ市大畑町釣屋浜二五の三から むつ市大畑町釣屋浜一七の五まで	前 七・二メートルから 後 四・二メートルまで	一八・〇〇メートル		
2	国 道	一〇二号	十和田市大字奥瀬字小沢口五〇の一五から 十和田市大字奥瀬字中平七〇の三まで	前 八・六メートルから 後 二・六メートルまで	五〇〇・三〇メートル		
				前 七・二メートルから 後 一・二メートルまで	一一八・〇〇メートル		
				前 九・三〇メートルから 後 一・三〇メートルまで	五〇〇・三〇メートル		

青森県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年六月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇二号	十和田市大字奥瀬字小沢口五〇の一五から 十和田市大字奥瀬字中平七〇の三まで	平成 西・五・二

青森県告示第三百九十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市第二問屋町四丁目一の一の六

一般社団法人青森県計量協会

二 変更内容

1 変更前の名称

社団法人青森県計量協会

2 変更後の名称

一般社団法人青森県計量協会

青森県告示第三百九十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字三内字丸山一九八の四

一般財団法人青森県交通安全協会

二 変更内容

1 変更前の名称

財団法人青森県交通安全協会

2 変更後の名称

一般財団法人青森県交通安全協会

青森県告示第三百九十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市長島三丁目一の一

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

二 変更内容

1 変更前の名称

社団法人青森県宅地建物取引業協会

2 変更後の名称

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月十一日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	鹿内 隆次	弘前市大字撫牛子一丁目三の五	平成 四・四・四

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月十一日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年 月 日
理 事	須々田 憲一	平川市本町北柳田五三の一	平成 四・四・二就任
	瀧本 祐一	大光寺二早稲田四六の二	
	栗林 三千男	柏木町東田二四七	
	福士 長和	弘前市大字薬師堂字日照田八の七	
	三浦 睦夫	南津軽郡大鰐町大字八幡館字八幡館六一	
	赤平 源逸	平川市高畑熊沢一三五の一	
	相馬 義隆	杉館宮元一四六	
	成田 毅	弘前市大字乳井字乳井三二の一	
	田中 功靖	平川市沖館宮崎一六七の一	
	須々田 政喜	小和森松村八〇	
	小野 尚武	新館後野一六九	
監 事	小山内 勝廣	大光寺二村井八一の一	
	工藤 昭善	弘前市大字石川字石川一一六の五	
	阿部 守喜	南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入五七の	
理 事	瀧本 祐一	平川市大光寺二早稲田四六の二	平成 四・四・二退任
	栗林 三千男	柏木町東田二四七	
	赤平 源逸	高畑熊沢一三五の一	
	田中 功靖	沖館宮崎一六七の一	

砂子田康雄	戸川 勉	土川 政幸	福田 信雄	白坂 文雄	釜淵 嘉内	大坊 和民	築田 重蔵	監 事
大字山口字山口一九の二	字嘉沢一六の三	大字田子字北川向三の二	大字原字飯豊九五	字原五六	大字田子字七日市三七	大字山口字八幡平六の六	大字石亀字道地一の一	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月十一日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

人事委員会

人事委員会告示二十四第一号

平成十八年五月十七日人事委員会告示十八第一号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

表警察官採用試験の項を削る。

公安委員会

青森県警察本部長告示第二十一号

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二十条第一項の規定により、開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報（平成十八年三月青森県警察本部訓令第四号）により例によることとされる知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）第七条第一項の規定により告示し、平成二十三年八月一日青森県警察本部長告示第三十三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報）は、廃止する。

平成二十四年五月十一日

青森県警察本部長 山 本 有 一

開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報の名称	保有個人情報の項目	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
警察官採用試験	第一次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位（青森県のみ志望した者に係るものに限る。）、第二次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位	第一次試験不合格者にあつては第一次試験合格発表の日から一月間、第二次試験受験者にあつては最終合格発表の日から一月間	青森県警察本部警務部警務課
第一次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位（警察官Aで青森県と他都県を併せて志望した不合格者に係るものに限る。）		一月四日から一月間	

警察職員選考採用試験	第一次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位(警察官Bで青森県と他都県を併せて志望した不合格者に係るものに限る。)	三月一日から一月間	青森県警察本部警務部警務課
警備員指導教育責任者講習	第一次試験の順位、総合得点及び試験別得点(不合格者に係るものに限る。)並びに第二次試験の順位、総合得点及び試験別得点	合格発表の日から一月間	青森県警察本部警務部警務課
機械警備業務管理者講習	考查の得点	合格発表の日	講習実施場所
警備員等の検定	学科試験及び実技試験の得点	合格発表の日	検定実施場所
警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定による審査	学科試験及び実技試験の得点	合格発表の日	審査実施場所
猟銃等取扱講習会(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第八号)第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に係るものに限る。)	考查の得点	合格発表の日	講習会実施場所
猟銃の技能検定	操作検定及び射撃検定の得点	合格発表の日	検定実施場所
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	操作における減点事項及び射撃考查の得点	講習実施の日から一月間	青森県警察本部生活安全部保安課
年少射撃資格の認定のための講習会	考查の得点	合格発表の日	講習会実施場所

駐車監視員資格者講習	考查の得点	合格発表の日	講習実施場所
------------	-------	--------	--------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭